

島外分娩に伴う支援について

より安全安心な分娩体制の確保や島外分娩に伴う費用負担の軽減のため、次のとおり支援を実施します。

(1)安全かつ健康的な分娩体制の確保

妊婦が島外においても安全に出産できるよう、妊娠期から出産まで継続的な健康管理体制を構築します。

- ・八丈病院での定期的な妊婦健診の実施
- ・町保健師による継続的な面談・相談支援
- ・八丈病院と町保健師の情報連携による適切なフォローアップ

(2)島外医療機関の紹介

妊婦の状況を踏まえ、安全性・利便性を考慮し、都内の医療機関を紹介します。

※町が紹介できる病院での分娩は必須ではなく、本人が希望する病院での分娩も可能であり、次の(3)の補助の対象となります。

(3)島外分娩に伴う費用の補助制度の新設

島外分娩では、早期の都内妊婦健診や長期滞在が必要となり、交通費・宿泊費等の負担が大きくなるため、補助金を支給し、経済的な負担を軽減します。

【対象基準】

出産予定日が令和8年4月1日以降で次に該当する方

- ①八丈町に住所を有し、かつ現に居住している妊娠12週以降の妊婦
- ②町が実施する妊婦面談を受ける妊婦
- ③出産後引き続き町に在住し新生児訪問等を受ける産婦、または法的に死産となった者（人工流産は除く）

【補助額】

補助金の額は出産1件（多胎も含む）につき次のとおりです。

出産前の補助 対象基準の①と②を満たす妊婦 25万円

出産後の補助 対象基準のすべてを満たす妊婦 25万円

【申請等】

保健師による面談時に申請書を記載

